

県民税利子割

県税のしおり
令和7年度

銀行や郵便局などの金融機関から利子などの支払いを受けるときにかかります。

● 納 め る 人

県内に所在する金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

● 納 め る 額

支払いを受ける利子等の額の5%

(この他に、15.315%の所得税及び復興特別所得税が課税されます。)

● 利 子 等 と は

利子等とは、銀行や信用金庫などの預金利子、特定公社債(国債、地方債、公募公社債、上場公社債等)以外の公社債の利子、金融類似商品(定期積金、抵当証券、一時払保険等)の収益などをいいます。

※平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、県民税配当割の対象です。特定公社債等とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

● 非 課 税

- 障害者等の非課税制度に係る利子等(少額預金非課税制度(マル優)及び少額公債非課税制度(特別マル優)それぞれ元本 350 万円以内)
- 勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等(財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄合わせて元本 550 万円以内)
- 非居住者が支払を受ける利子等
- その他所得税法等において非課税とされる利子等

● 申 告 と 納 税

利子等の支払いをする金融機関などが、その支払いの際に特別徴収し、翌月 10 日までに申告し、納めます。

● 市 町 へ の 交 付

県に納められた県民税利子割のうち 59.4%が県内の市町に交付されます。